

第 2 次枚方市環境基本計画について

1. 計画の概要

- 環境基本計画は、枚方市環境基本条例で策定が義務付けられている計画で、その基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 現行計画は、平成 23 年 3 月に策定されました。計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までとし、計画を策定して概ね 5 年後に中間見直しを行うこととしています。

2. 計画の進捗状況

- 計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、各種施策の推進に取り組んできました。
- 計画の推進のため、本市独自の環境マネジメントシステム（H-EMS）により、毎年度、進捗状況の点検・評価を行うとともに、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成される「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受け、改善に努めてきました。
- 環境指標について、平成 27 年度目標を達成できなかった指標があるものの、全般的には、目標達成に向けて進展がみられる結果となりました。

3. 第 2 次枚方市環境基本計画に関する社会状況の変化とその対応

社会状況の変化と新たな課題	第 2 次計画での対応
【環境教育】 ・2014 年（平成 26 年）の「ESD に関するユネスコ世界会議」が岡山市と名古屋市で開催され、2014 年以降の方策について議論された。 ・環境教育等促進法が制定され、平成 24 年 10 月に完全施行された。	基本目標 1「すべての主体が環境保全活動に参加するまち」の中で、それぞれのライフステージに応じた環境教育・学習を推進することを位置づけている。さらに、各主体による環境保全活動のさらなる促進を位置づけている。
【環境保全活動】 ・平成 24 年 4 月に国では、第 4 次環境基本計画が策定され、「目指すべき持続可能な社会」の姿を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が各主体の参加で、統合的に達成され、「安全」が確保される社会とした。	基本目標 2「地球環境への負荷が少ないまち」の中で、再生可能エネルギー等の導入促進やヒートアイランド対策の「適応策」として、緑のカーテンの普及促進などの取り組みを位置づけている。
【地球温暖化対策】 ・東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給の逼迫等から、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が求められている。 ・固定価格買取制度とともに、電力・ガスの小売自由化が開始される。 ・地球温暖化対策やヒートアイランド対策の「適応策」の推進が求められている。 ・国により、水素社会の実現に向けたロードマップが示された。	基本目標 4「環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち」の中で清潔で美しいまちづくりに向けた取り組みを位置づけている。
【環境美化】 ・空き家の増加が、治安の悪化や倒壊の危険などによる安全性の低下、草木の繁茂による周辺的生活環境への悪影響をもたらしている。	基本目標 5「安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち」の中で、リサイクルシステムの確立や排出者責任の徹底などの取り組みを位置づけるとともに、良好な水環境や生活環境の保全に向けた取り組みを位置づけている。
【循環型社会】 ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成 25 年 4 月に施行された。 ・枚方市では、平成 26 年 4 月中核市への移行に伴い、産業廃棄物に関する業務の権限を持った。	
【生活環境】 ・枚方市では、平成 26 年 4 月中核市への移行に伴い、浄化槽に関する業務の権限を持った。 ・全国的に PM2.5 の環境基準達成率が低く、市民の関心が高まった。監視や発生メカニズムの解明、対策の検討が進められている。	

4. 中間見直しの検討結果

【計画の見直しについて】

「2. 計画の進捗状況」や「3. 第 2 次枚方市環境基本計画に関する社会状況の変化とその対応」を踏まえ、**計画の見直しを行わず、現計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。**

【環境指標について】

環境指標については、新たに計画最終年度の平成 32 年度の目標を設定しました。なお、平成 27 年度に策定された第 5 次枚方市総合計画の施策指標にあわせて、一部見直しを行いました。

- ①現指標について、原則として、新たに平成 32 年度の目標を設定
- ②第 5 次枚方市総合計画で新たに設定された施策指標の中から、環境に関する指標を追加（旧施策指標から変更されたものは、新施策指標に置き換え）
- ③その他、必要に応じて指標を見直し